

名古屋市グローバルスタートアップ創出促進支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市グローバルスタートアップ創出促進支援金（以下「支援金」という。）の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、支援金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(交付の目的)

第2条 支援金は、世界に通用するトップレベルのスタートアップ企業を創出するとともに、スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」を対象とした国の支援につなげるため、グローバル展開を目指すスタートアップ企業の急速な成長に必要な資金の一部を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、グローバルスタートアップ創出促進事業の大規模プレゼンテーションイベント（以下「ピッチイベント」という。）において、最も優秀な成績を収めた者に対して授与する最優秀賞を受賞した者（以下「最優秀者」という。）及び、最優秀者に次いで優秀な成績を収めた者に対して授与する優秀賞を受賞した者（以下「優秀者」という。）とする。

2 交付対象者は法人とする。ただし、ピッチイベント実施時点で法人格を有しない参加者が最優秀者又は優秀者となった場合は、第5条に定める交付の申請の日までに当該参加者を代表者とする法人を設立した場合に限り、当該法人を交付対象者とする。

(支援金の額及び交付要件)

第4条 支援金の額は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 最優秀者に対する支援金は150万円、優秀者に対する支援金は50万円とする。

(2) ピッチイベントを実施した日から交付の申請の日までに、次に掲げるいずれかの要件を満たす者から、最優秀者については150万円、優秀者については50万円を上回る額の出資を受けたことを次条第2項に定める書類により確認することができる場合には、前号に定める金額に加え、最優秀者には150万円、優秀者には50万円を交付する。

ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第3項第1号に定める適格機関投資家であること。

イ 法第29条の登録を受け、法第28条第4項に定める投資運用業を行う者であること。

ウ 法第63条第2項の届出を行い、適格機関投資家等特例業務を行う者であること。

エ 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第17条の12各号のいずれかに該当する者であること。

2 市長は、交付対象者から次に掲げる全ての要件を満たす交付の申請があった場合に、支援金を交付することができる。

(1) 交付の申請の日において、交付対象者の本店所在地が名古屋市内にあること。

(2) その他支援金を交付することについて市長が不相当と認める事由のないこと。

(交付の申請)

第5条 前条第1項第1号に定める支援金について、交付対象者は、ピッチイベントを実施した日の属する年度の2月末日までに、次に掲げる書類を添付して交付の申請を行うことができる。

- (1) 名古屋市グローバルスタートアップ創出促進支援金交付申請書兼請求書（第4条第1項第1号分）（様式第1号）
- (2) 当該法人に係る登記事項証明書（交付の申請の日前3箇月以内に発行されたもの）
- (3) 振込先口座が分かる通帳等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前条第1項第2号に定める支援金について、交付対象者は、ピッチイベントを実施した日の属する年度の3月末日までに、次に掲げる書類を添付して交付の申請を行うことができる。ただし、前項に定める交付の申請の際に添付された書類のうち、その内容に変更のないものについては、添付を省略することができる。

- (1) 名古屋市グローバルスタートアップ創出促進支援金交付申請書兼請求書（第4条第1項第2号分）（様式第2号）
- (2) 当該法人に係る登記事項証明書（交付の申請の日前3箇月以内に発行されたもの）
- (3) 振込先口座が分かる通帳等の写し
- (4) 投資契約書の写し
- (5) 投資契約に係る出資金が入金されたことが分かる通帳等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、第5条に定める交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その適否を決定する。

2 前項の規定により、支援金を交付することとしたときは、名古屋市グローバルスタートアップ創出促進支援金交付決定通知書（様式第3号）により交付対象者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、支援金を交付しないこととしたときは、名古屋市グローバルスタートアップ創出促進支援金不交付のお知らせ（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

(交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定をした場合、交付対象者に支援金を交付する。

2 支援金は、原則として交付対象者が指定した金融機関の口座への振込みにより交付する。

(暴力団及び暴力団員の排除)

第8条 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、交付対象者としなない。

2 交付対象者が、交付の決定をした後に前項の規定に該当することとなったとき、又は第5条第1項及び同条第2項の申請をした当時に前項の規定に該当することが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第9条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(事務)

第10条 支援金に関する事務は、経済局イノベーション推進部スタートアップ支援室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。